資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百五十八億円、資本準備金の額を百六十七億二千六百三十七万六千四百五十六円減少し、それぞれ四億円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十五年六月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十七日

掲載頁　一五五頁（号外第一三七号）

平成二十五年七月二十九日

東京都千代田区内幸町一丁目一番六号

エヌ・ティ・ティ国際通信株式会社

代表取締役　田中　和則

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年八月十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年八月二十二日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年七月二十九日

東京都目黒区上目黒二丁目一番一号

株式会社ブイキューブ

代表取締役社長　間下　直晃

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年八月十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年七月二十九日

東京都渋谷区神宮前二丁目三一番一六号

株式会社ＡＮＡＰ

代表取締役　家髙　利康

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年八月十五日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年七月二十九日

東京都品川区西五反田四丁目三〇番四号石井ビル二階　株式会社グッドフェローズ

代表取締役　加藤　泰広

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年八月十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年七月二十九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一五号

アライドアーキテクツ株式会社

代表取締役　中村　壮秀

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年八月十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年七月二十九日

東京都港区三田三丁目五番二七号

株式会社ライドオン・エクスプレス

代表取締役社長　江見　朗

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年八月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年七月二十九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一五号

アライドアーキテクツ株式会社

代表取締役　中村　壮秀

限定承認公告

本籍千葉県市原市豊成四四三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　會本　道彦

右被相続人は平成二十五年二月四日死亡し、その相続人は平成二十五年七月一日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二十九日

千葉県市原市豊成三七〇番地四

相続財産管理人　會本　尚

限定承認公告

本籍東京都板橋区大谷口北町一四番地、最後の住所東京都板橋区仲町二九番一四号

被相続人　亡　本澤　律子

右被相続人は平成二十五年四月十一日死亡し、その相続人は平成二十五年七月十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二十九日

東京都板橋区東山町二八―五

限定承認者　本澤　光行

限定承認公告

本籍東京都千代田区一番町四番地六七、最後の住所千葉県市川市塩焼三丁目二一番二二―一〇二号　被相続人　亡　中村　誠

右被相続人は平成二十五年三月三十日死亡し、その相続人は平成二十五年七月十八日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二十九日

東京都港区虎ノ門一丁目八番七号富田屋ビル七階Ａ　田畑法律事務所

相続財産管理人中村磨理花

代理人弁護士　田畑広太郎

限定承認公告

本籍東京都大田区北嶺町四七番地三、最後の住所横浜市港北区箕輪町二丁目一九番一二号

被相続人　亡　天生目隼治

右被相続人は平成十八年二月九日死亡し、その相続人は平成二十五年六月十七日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月二十九日

横浜市神奈川区鶴屋町一―六―一岩井ビル三階Ｃ室　相続財産管理人安田愛子

代理人弁護士　飯島　俊

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条に基づき優先資本金の額を一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年五月十日

掲載頁　一二二頁（号外第九十七号）

平成二十五年七月二十九日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

ジーピーティー特定目的会社

取締役　泉部　充

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十五年六月二十六日（号外第百三十六号）海上保安庁告示第百二十九号（分離通航方式に関する告示の一部を改正する件）（原稿誤り）				
八ページ上段別表の24の3の表中			「分離帯」は「分離線及び分離帯」の	
誤り。				
八下	一	掲げる地点	掲げる地点を順次に結んだ線	
（印刷誤り）				
八下	二	「んだ線」	以下は、前行に続ける。	
平成二十五年七月十六日（号外第百五十三号）官庁報告欄国家試験の部（平成二十五年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）公告（人事院）（原稿誤り）				
七〇下	一六	基礎能力及び試	基礎能力試験及験総合論文試験び総合論文試験	
平成二十五年七月二十六日（号外第百六十三号）掲載の株式会社自動車整備井上モータースに係る新設分割公告及び第三十四期決算公告（枠組）中（印刷誤り）				
新設分割公告中、「代表取締役　井上　義昭」とあるは「代表取締役　井上　善昭」の誤り。				

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月二十六日付特第一六号
日付政府調達第一四〇号四

二ページ●同月二十九日付第一六四号八〇ページ●同八ページ●五月二十八日付衆会第二八号一八四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）